

海外展開支援事業費補助金（支援機関枠）審査要領

第1条 目的

この要領は、海外展開支援事業費補助金審査委員会設置要項第6条に係る、海外展開支援事業費補助金（支援機関枠）の審査方法、項目及び基準等を定め、もって公正な審査を行うことを目的とする。

第2条 審査方法

審査は、海外展開支援事業費補助金審査委員会（以下「審査会」という。）が提出書類に記載された事業計画（以下「事業計画」という。）とプレゼンテーションの内容に対して、本要領第3条の規定に基づき総合審査を行う。

第3条 審査項目及び基準

審査会の委員は、別表「採点項目」に基づき、次の基準で評価を実施し評価点を付すものとし、評価点に係数を乗じたものを得点とする

評価点	評価基準
5	特に良い
4	良い
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

第4条 選定方法

審査における補助対象事業者の選定は、合計点数の得点割合が60%以上の者を対象に、予算の範囲内において、上位の者から委員の合議により行う。

なお、同点者が複数いた場合は、委員の合議により、上位者を決定する。

- 2 選定は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は委員長の決するところとする。
- 3 前項について、委員長欠席の場合は、委員長を副委員長に読み替えるものとする。
- 4 審査会は、補助対象経費の内容を審査する。このとき、事業計画の遂行を不当に困難とさせない範囲で事業計画の内容や経費について、調整を行う場合がある。
- 5 審査会は、事業計画の推進に関して特に必要と思われる場合には、選定に当たり条件を付すことができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表「採点基準」

評価項目及び配点	評価点	係数	配点	得点 (評価点 ×係数)
評価の視点				
1 事業計画全体(配点40点)				
支援の対象とする企業は事業の目的・ねらいと合致しているか	5・4・3・2・1	2	10	
支援対象企業の選定方法及び選定基準が明確で、公平性があるか	5・4・3・2・1	2	10	
実施する事業は支援対象企業の販路開拓に大きく資すると認められるか	5・4・3・2・1	2	10	
実施する事業は県内企業(団体)にとって必要性が高いと認められるか	5・4・3・2・1	2	10	
2 事業計画の実現可能性(配点30点)				
実施団体の人員、予算規模、活動実績から事業の確実な実施が期待できるか	5・4・3・2・1	2	10	
市場や対象国の分析等、申請段階で十分な検討が行われているか	5・4・3・2・1	2	10	
事業スケジュールは無理のない確実なものか	5・4・3・2・1	1	5	
事業費用を適切に算出していると認められるか	5・4・3・2・1	1	5	
3 海外展開の発展性 (配点30点)				
県や他の支援機関が実施する事業と類似しない独創的なものか	5・4・3・2・1	2	10	
補助対象事業を含め、長期的な展望で県内企業の支援を計画しているか	5・4・3・2・1	2	10	
県内企業や他の支援機関にとってのロールモデルとなる取組と認められるか	5・4・3・2・1	2	10	
			100	/100点